

民間資金等活用事業推進委員会
第25回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第25回計画部会
議事次第

日 時：令和3年2月2日（火）14:00～16:00

場 所：オンライン開催

1. 開 会

2. 議 事

(1) PPP／PFI推進アクションプランにおける現施策フォローアップ等/
関連府省ヒアリング

(2) PPP／PFI推進に関する経済団体ヒアリング
(日本経済団体連合会・日本商工会議所・経済同友会)

(3) その他

3. 閉 会

○井村企画官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第25回計画部会」を開催いたします。

事務局であります、内閣府PPP/PFI推進室の企画官の井村でございます。本日はよろしくお願いたします。

本日は、計画部会の構成員14名全ての委員・専門委員の皆様にご出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、以後の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○柳川部会長 柳川でございます。よろしくお願いたします。

それでは、早速、本日の議事（1）の関係府省ヒアリングに入らせていただきます。関係府省の皆様におかれましては、御出席、誠にありがとうございます。

初めに、ヒアリングの進め方について事務局から御説明いただき、その後、関係府省の皆様から、御説明ということにさせていただきます。

それでは、よろしくお願いたします。

○井村企画官 それでは、まず、事務局からヒアリングの進め方について御説明させていただきます。

例年どおりでございますが、関係省庁から主要な施策につきまして現状を御報告させていただきます。説明につきましては、各省一遍に行い、委員の皆様からの御意見、御質問につきましては、その後に受け付けをさせていただきますと思います。

また、意見への回答につきましても、相互に関連する質問もあると思いますので、一旦委員の皆様のご意見を聞かせていただいた上で、その後、各省からお答えさせていただくような進め方とさせていただきますと思います。

資料につきましては、資料1-1から各省のプレゼン資料が続きますけれども、資料1-7にアクションプランに載っている全施策に対する対応状況についてまとめた表もございますので、こちらの一覧表についても御覧いただければと思います。

それでは、まず、内閣府のほうから資料1-1に基づいて説明をさせていただきますと思います。

資料1-1の2ページ目を御覧いただきたいと思いますのですけれども、新型コロナウイルス感染症への対応ということで、前回の計画部会におきまして、9月のアンケート調査の結果につきまして御報告をさせていただいたところでございますけれども、前回の委員会での御意見を踏まえまして、現状の課題を整理させていただきます。

1つ目の課題ですけれども、協議や変更等に係る手続に関する課題、2つ目が官民リスク分担の在り方に関する課題、3つ目がウィズコロナ・ポストコロナにおけるPFI事業の今後の在り方に関する課題というような整理をしております。

これらの課題に対応するために、今後の対応方針を検討するというところで、今回追加で

事例の調査を行いまして、参考となる事例の詳細を把握しまして、課題への対応方針をまとめさせていただいております。

次の3ページ目を御覧いただきたいのですが、まず1つ目の協議や変更に関する手続に関する課題の事例ということで、議会の議決を経て契約変更を実施した事例について紹介をさせていただきます。この事例につきましては、スポーツ施設整備運営事業で管理者の要望によって要求水準の変更を行い、サービス対価の変更を行った事例となります。契約の変更に際しまして、議会の議決が必要となったため、管理者側の事務負担が大きくて事業者側の収入計上まで長期間要したといったようなことが課題となっております。

四角の一番下に書いていますけれども、今後の対応としましては、契約変更を円滑に実施する方法についての検討が必要というような整理をしております。

4ページ目でございますが、2つ目の官民リスク分担の在り方に関する課題ということで、既存の契約条項を適用して事業者と協議・合意をした事例ということを紹介させていただきます。この事例につきましては、給食センターの事例でございますけれども、食数の減少に伴うサービス対価の変更につきまして、不可抗力条項に該当する規定がなかったということで、疑義に関する協議の定めに従いまして協議を行って合意をしたような事例でございます。協議に際しまして指針等がなかったということで、合意までいろいろ模索しながら進めたということが課題となっております。

今後の対応につきまして、一番下に書いておりますが、事業契約書において、不可抗力条項の範囲ですとか、不可抗力条項を適用する場合の官民の負担方法について明示することが望ましいといったような整理をしております。

続きまして、3つ目の課題でございますけれども、5ページ目を見ていただきたいのですが、ウィズコロナ・ポストコロナにおけるPFI事業の在り方に関する課題の事例ということで、入札公告の準備段階において事業内容を柔軟に見直した事例でございます。この事例は、産業支援拠点整備事業ということで、入札手続を一旦中止して、民間との対話を行った上で、コロナ禍後の社会影響の変化を考慮した事業内容に変更したといったような事例でございます。

この事例のように、今後、PFI事業を実施するに当たりましては、より適切な事業実施ですとか、実施に際する適切な競争を確保するというところで積極的な民間との対話ですとか、庁内での検討を行うことが必要というような整理をしています。

次に6ページ目でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大後に公表されたリスク分担の事例を整理したものでございます。今後ですけれども、これらの事例なども分析しながら、次回の部会に向けまして、先ほど御説明した課題への対応に関して参考となる事例の紹介ですとか、ガイドラインなどの改定についてさらなる検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、7ページ目以降ですけれども、8ページ目を御覧いただきたいのですが、内閣府の2つ目のテーマ、小規模自治体へのPPP/PFI導入促進についてです。前回の部会で

の議論も踏まえまして、導入が進まない要因につきまして、上段のところでは整理してございます。これらの要因、課題に対応するために、オレンジの下段のところでは今後の方策案ということで整理をしたものでございます。

まず1つ目のPFI事業の実施団体数の拡大ということでございますけれども、より多くの団体が実施できるようなKPIの設定を変更するということを1つ目に挙げさせていただいております。このKPIを達成するための手段といたしまして、一定規模以上の自治体につきましては、目標年限を定めて優先的検討規程の導入を進めることを検討するということを挙げております。

また、優先的検討規程の導入を支援するというところで、事例や運用ポイントの周知ですとか、策定の手引き、運用の手引きの作成、あと、内閣府の支援事業において重点的に配分を行うというようなことを挙げております。

さらに、PFI事業の実績が少ない地域での首長を対象としたセミナーの開催ですとか、リスクマネーの供給に関して地方銀行との意見交換を実施するというようなことを挙げさせていただいております。

2つ目でございますけれども、専門的な人材の活用への支援ということで、これにつきましては、令和3年度の実施に向けて検討を進めているところでございます。

3つ目の地域活性化に資するPFIの推進に関しましては、昨年4月に策定した事例集を活用することや、地域プラットフォームの活動への支援ということを挙げさせていただいております。

最後のPFIの導入検討の要件化ですとか、アドバイザー費用の支援拡大につきましては、引き続き、拡大に向けて取り組んでいくというようなことを書かせていただいております。

9ページ目以降はこれらの方策の補足的な資料なので、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、KPIの関係ということで、現在のKPIの考え方について参考まで、9ページに載せております。

10ページ目でございますけれども、優先的検討規程の策定・運用状況とPFIの実施状況につきまして、人口規模別に整理したものでございます。20万人未満の団体につきましては、人口10万人以上の団体で約4割、人口5万から10万人の団体で約2割がPFI事業を実施しているという状況でございます。この辺りをターゲットとして優先的検討規程の導入を進めることなどについて検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、11ページ目は、これまでに優先的検討規程を策定した団体を調査しまして、運用を定着させているポイントを整理したものでございます。1つ目の検討基準については、内閣府の10億円という基準ではなく柔軟に運用しているというようなことや、2つ目の庁内においてしっかりとした体制が整えられているということ、3つ目の内部でのPDCAサイクルが実施されているということなどがポイントになっております。今後、優先的検討規程を策定する団体の参考になりますので、事例と併せて周知を図っていきたくと考え

ております。

続きまして、12ページ目、先ほどの検討対象基準に関連する内容でございますけれども、小規模な自治体ほど10億円未満のPFI事業を実施している傾向が出ております。

13ページ目でございますけれども、現在、優先的検討規程を策定した20万人未満の団体は44団体ありますけれども、独自の金額を設定している団体が14団体ということで3分の1程度ですので、今後、小規模自治体において基準を考える上での検討が必要ではないかと考えております。

続きまして、14ページ目は、小規模自治体の参考となるような福岡県小郡市の事例を整理した資料でございますけれども、このような事例を整理して、小規模自治体に周知を図っていきたいと考えております。

続きまして、15ページ目でございます。専門的な人材の活用への支援ということでございますが、前回の部会での御意見を踏まえまして、今後、運用に当たりましては、他省庁とも連携しながら、制度の活用をしっかりと周知していきたいと考えております。

続きまして、16ページ目でございます。参考資料3で事例集を配付してございますけれども、昨年4月に策定した事例集につきまして活用していったら、小規模自治体の理解促進に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、17ページ目、補助金の交付の際の優先的検討の要件化についてですけれども、一番右側の欄で「検討中」となっている部分につきましては、要件化の分野の拡大等について各省において検討が進められているところでございます。

続きまして、19ページ目です。内閣府の3つ目のテーマ、キャッシュフローを生み出しにくいインフラへの導入促進についてですけれども、大きく分けて2つございまして、1つ目が、包括的民間委託についてです。国交省、文科省において案件形成に向けた支援が行われているところでございますけれども、内閣府においては、後ろのページにつけておりますが、様々な分野の事例を整理して、今後、情報提供を行う予定です。

2つ目のアベイラビリティペイメント方式の導入につきましては、現在、定義や活用についての考え方を検討しているところでございます。

まず、次のページにつけていような定義について策定した上で、来年度をめどにガイドラインを策定することとしております。

続きまして、25ページ目でございます。4つ目のテーマに挙げております法制度見直しの検討状況についてですが、コンセッションの運営事業者の実施できる範囲の明確化に関する制度ですとか、PFI機構の設置期限の延長に関する検討状況について説明をさせていただきます。

7月のアクションプランの改定以降、新型コロナによってコンセッション事業への多大な影響があったということと、地方銀行について再編等の議論がなされていることもございますので、現在、様々な施策について総合的に検討を行っているところでございます。

現在の通常国会には、検討中の法案として登録をしているという状況でございます。

最後に、コンセッション事業の主な進捗状況についてです。27ページ目を御覧いただきたいのですが、これから各省からコンセッション事業についての取組状況についての報告があると思いますけれども、令和2年度末までに目標達成できない分野につきましては、次のアクションプラン改定に当たって新たな目標について検討が必要と考えているところでございます。

内閣府からの説明は以上でございます。

続きまして、国土交通省のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

○国土交通省 国土交通省の総合政策局でございます。

それでは、国土交通省からは、アクションプランの進捗状況に関して大きく2点、キャッシュフローを生み出しにくいインフラについてというのが1点と、もう一つは、コンセッション事業の重点分野の取組ということで御説明申し上げます。

まず、1ページ目からのキャッシュフローを生み出しにくいインフラについて御説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。インフラの老朽化、それから自治体の技術職員の減少等、こういった課題が深刻化する中で、キャッシュフローを生み出しにくいインフラの維持管理などにおいて、包括的民間委託等を導入し民間事業者の創意工夫ですとか、あるいはノウハウを活用して、より効率的、効果的に業務を実施することが考えられているわけですが、その導入実績はまだごくわずかということでもあります。このため、国が自治体にコンサルタントを派遣し、あるいは導入検討を行う際に必要となる調査委託費を助成することによって、自治体の案件形成を推進するとともに、課題や対応方針を明らかにすることで、さらなる導入促進を図っているところでございます。

現在は6自治体を私どものほうで支援しております。まず、東京都府中市と新潟県三条市でございますが、過去の先導的官民連携支援事業において既に検討を支援しておりまして、既に道路などの包括的民間委託を両市では導入しておりますが、これまでの効果ですとか、あるいは課題を踏まえて、次に向けてその対象区域の拡大の検討をしております、それについても私どもが支援を行っております。

また、大阪府河内長野市、富山県富山市、熊本県玉名市、兵庫県尼崎市については、分野横断的な包括的民間委託などの導入を検討しておりまして、案件形成に向けた支援を行っているところでございます。

さらに、これまでの成果を横展開していくということにつきましては、府中市と三条市において、先ほど申し上げましたように既に一部実施している包括的民間委託の事例がありますので、これを基にして、この包括的民間委託の導入プロセスや検討内容を取りまとめて、事例集として昨年8月に国交省のホームページへ掲載したところでありまして、ブロックごとのプラットフォームで紹介したり、導入意欲のある自治体への周知に取り組んでいるところでございます。

続きまして、コンセッション事業の重点分野について取組を申し上げます。本日は時間

が限られておりますので、今年度の主要な取組及びアクションプランで取組期限などに改定があった重点分野の進捗状況についての説明ということにさせていただきたいと思っております。

まず空港です。3ページを御覧ください。昨年11月17日の24回の計画部会で航空局からも御報告させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、現在、航空需要が過去に例を見ない規模で大幅に減少し、民間の空港会社は大変厳しい状況にあります。このため、コンセッション空港に対しては契約上の履行義務の緩和などを行っているほか、令和3年度より空港施設の整備に対する無利子貸付などの支援を行います。また、こうした中でも民間のノウハウなどを活用し、利用者利便の向上ですとか航空ネットワークの充実などを図るため、引き続き空港コンセッションの導入に取り組んでまいります。

4ページを御覧ください。熊本空港では、令和2年4月よりSPCによる運営が開始されております。

次の5ページを御覧ください。北海道の7空港におけるコンセッションについては、令和2年6月に新千歳空港、同年10月に旭川空港においてSPCによる運営が開始されております。

6ページ目を御覧ください。広島空港でございますが、令和2年9月に優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者が設立したSPCとの間で、同年12月に実施契約を締結したところであります。現在は、令和3年、今年の7月からの運営開始に向けて業務の引き継ぎを行っているところでございます。

次は下水道です。7ページを御覧ください。下水道分野に関しては、当初の目標である6件の具体的な検討着手を平成29年度に達成しており、現在、6件の実施方針策定完了といった、これの達成に向けて具体的な取組が進捗している都市などに対して支援を行っているところであります。現時点において実施方針の策定が完了しているのは浜松市、須崎市、宮城県の3件であります。浜松市については、平成30年4月よりコンセッション事業が開始されております。

8ページを御覧ください。高知県須崎市についても、令和2年4月よりコンセッション事業が開始されております。

9ページを御覧ください。宮城県については、来月にはコンセッション事業の優先交渉権者の選定が行われる予定ということでもあります。

また、三浦市についても、令和2年10月に実施方針案の公表が行われ、本年4月には実施方針の策定が行われる予定であります。

国交省としては、引き続き、地方自治体に対して支援や助言等を実施して、6件の実施方針の策定完了といった目標達成に努めてまいります。

次に、クルーズ船向けの旅客ターミナル施設でございます。10ページを御覧ください。クルーズ船向けの旅客ターミナル施設は、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けて

いる分野でありまして、今年度末の状況などを見て、令和3年度以降の数値目標を改めて検討することとしております。国際クルーズについては、現在も運航休止が続いておりまして、昨年3月以降、我が国に寄港していないなど、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けております。

11ページを御覧ください。福岡市ウォーターフロント再開発についてでございます。コロナ禍の影響のため、福岡市から今後の動向を注視しながら検討を進めていきたいというように伺っておりますので、福岡市の検討の進捗に応じて必要な支援を実施することとしております。

MICE施設であります。12ページを御覧ください。MICE施設につきましては、6件の具体的検討着手を目標として掲げておりますが、同じく新型コロナウイルス感染症拡大のため、休業あるいはキャンセルによる多大な影響がある分野となっております。

13ページを御覧ください。上段にお示ししておりますけれども、愛知県に続き、令和2年4月に横浜市において運営事業が開始されました。これらの施設については、新型コロナウイルス感染症による影響のため、内閣府の交付金を財源として、管理者の自治体による補助等が実施されたところであります。なお、福岡市、沖縄県においても案件が既に具体化しているほか、札幌市、名古屋市におきまして、導入に向けた検討が進められているところであります。

14ページにありますとおり、昨年度に引き続き、コンセッション導入を検討する自治体に専門家を派遣して、その検討を支援する調査事業を行っております。今後はMICEの動向、それから地域の声、こういったものを踏まえながら、引き続き支援を継続していく予定であります。

国土交通省からの説明は以上となります。

○井村企画官 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省のほうから御説明をお願いします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

水道分野におけるPPP/PFI推進の進捗状況につきまして御説明いたします。

ページをめくっていただいて、アクションプランに基づく具体的な取組でございますけれども、右上の欄に記載がございますとおり、総務省と連携して「水道広域化推進プラン」の策定を支援するために、マニュアルの策定・周知をしているとともに、留意事項等について周知しております。

また、各種説明会を実施しておりまして、地方公共団体の取組への支援も行っております。

右下の欄でございますけれども、官民連携推進協議会のほうでPPP/PFIを活用している事例等の紹介を行うことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進しております。

次のページでございます。右上の欄でございますが、改正水道法の施行に併せまして、各種のガイドラインの発出ですとか、官民連携に関する手引きを改定しております。また、

先行的に進めております宮城県、大阪市におきましては、令和4年4月からのコンセッション事業開始に向けた民間事業者の公募・選定を行っているところです。

また、地方公共団体における今後の経営の在り方の検討の支援につきましても21件行っております。

右下の欄でございますけれども、補助金等の採択要件としている事業評価におきまして、考え方を明確化した通知を今年度中に発出する予定でございます。

次のページでございます。改正水道法に基づく広域連携の推進を模式的に示した図でございますけれども、左の欄に、先ほど御説明しました広域化推進プラン、今、各都道府県で策定していただいているところがございますけれども、これを踏まえて、今後、法定の協議会ですとか水道基盤強化計画をつくっていただくことになろうかと思っております。

次のページでございます。令和4年度までに策定いただく広域化推進プランの策定取組状況でございますけれども、既に大阪府、兵庫県、広島県、香川県、佐賀県におきましては策定済みとなっております、その他の都道府県については図に示したような策定取組状況でございます。

次のページでございます。水道広域化のさらなる推進につきまして、上段に留意事項を示しています。

また、各都道府県の取組事例を下に示しております。ここでシミュレーションのことが書かれておりますけれども、広域連携しない場合とした場合のシミュレーションを行いまして、各市町村で広域連携することによるメリットを数値化して具体的に示してあげることが、効果的に広域連携を進めるに当たって大変重要になってくると考えております。

次のページでございます。これは最初に御説明いたしました水道法令と各種ガイドライン、手引きを模式的に示しておるもので、全てホームページ等で公表しております。

次のページでございます。水道分野における官民連携推進協議会、これは10年ほど前から経産省さんと共催という形で全国各地域で行っております。官民連携の事例紹介ですとかフリーマッチングなどを行っており、おおむね参加者に好評でございます。

次のページでございます。これは先ほど国交省さんからも御紹介がございましたけれども、宮城県におきましては、令和4年4月からコンセッション事業を開始するのに向けた準備を行っております、現在、宮城県におきまして優先交渉権者の選定中と聞いておるところでございます。上水、工業用水、下水、一体の事業ということでございます。

次のページでございます。もう一つは大阪市も同じく令和4年4月から事業開始ということでございますが、右の欄に絵がございますけれども、水道事業全体ではなくて、赤線で囲んだいわゆる配水管の更新事業の部分につきまして、コンセッションを導入するというので、こちらも今、作業を進めておると聞いております。

最後のスライドでございます。補助金とか交付金でございます、その中でも、PPP/PFIの導入に関しましても評価の要件といたしまして含めるように今年度中に都道府県、市町村に通知を発出する予定でございます。

厚労省からは以上でございます。

○井村企画官 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省のほうから御説明をお願いいたします。

○文部科学省 それでは、文部科学省の説明資料につきまして、文教施設企画・防災部から説明させていただきます。

2 ページ目を御覧ください。アクションプランの抜粋を示しておりますけれども、内容といたしましては、キャッシュフローを生み出しにくい学校施設等へのPPP/PFIの導入促進が1つ目。2つ目が文教施設の集約・複合化に向けた取組。3つ目が文教施設におけるコンセッション事業活用に向けた具体的な取組となっております、この3点を中心に、この後、順に説明させていただきます。

次のページに移らせていただきまして、具体的な取組として説明させていただきます。まず、アクションプランで定められました平成28年度から平成30年度までの集中強化期間につきましては、資料の上段に記載がございますとおり、特に文部科学省ではコンセッション事業を推進するために有識者検討会、報告書の取りまとめであるとか実務的な手口を策定いたしまして、そういったものの普及を図ってきたところでございます。

令和元年度からはこのコンセッション事業に加えまして、より多様なPPP/PFIを推進するために、資料の下段となりますけれども、地方公共団体等における多様なPPP/PFI導入に向けた検討の支援事業と、導入促進に効果的な優良事例を取りまとめました事例集を作成したり、セミナーを実施したりといった取組を行ってきております。

具体的に御説明させていただきますと、まず、地方公共団体等への支援事業につきましては、小規模な自治体における事業であるとか集約・複合化に関する事業、また、コンセッション事業、さらに施設の維持管理に関する包括的民間事業等を支援の対象といたしておりまして、地域や施設の特性を踏まえまして、事業の発案であるとか具体化の検討、こういった段階を支援するとともに、検討の結果につきまして、発信・普及してきているということでございます。

その下に記載されております下の段の2つ目の○となりますけれども、この事例集というものにつきましては、施設の複合化に関する事業であるとか小規模な地方公共団体における事業等、文教施設分野でさらにPPP/PFIの事業を推進する上で効果的と思われる事例につきまして、調査研究を行った上で、令和2年3月に取りまとめたものでございます。

また、文部科学省では、この作成しました事例集について、全国の地方公共団体に対して配付するとともに、オンラインセミナーを開催いたしまして、効率的、効果的な施設整備や維持管理等をテーマとして周知を行ったところでございます。今後もさらなる事業の案件形成を図るために、地方公共団体への継続的、具体的な支援を実施してまいりたいと考えております。

また、現行のアクションプランにおいてPPP/PFIの導入検討、一部要件化とする事業分野の拡大に向けた検討を行うこととされておりますので、学校施設分野におきまして、令和

3年度からの一部要件化について検討を行っている状況でございます。

次のページに移ります。このページにおきましては、令和3年度に予定している事業に関して取りまとめたものとなっております。資料の左側が先導的開発事業となっておりますけれども、先ほど御説明させていただきました支援事業となります。繰り返しとなりますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、この資料の右側にありますキャッシュフローを生み出しにくい文教施設への導入ガイドラインにつきましては、アクションプランにおきまして、キャッシュフローを生み出しにくいインフラについても包括的民間委託やPFI方式の導入を推進するために、ガイドラインや事例集等の策定など導入支援を行うということを踏まえまして、教育委員会が所管している学校施設等に対して、包括的民間委託であるとか維持管理に特化したPFI方式を導入する際の実務上のプロセスであるとか留意点について、詳細なものを取りまとめていくことを想定しております。基本的な事柄というよりは、具体的な問題点に関して詳しく記述したような事務的な資料を作成するという考えでございます。こういった作成に当たりましては、専門的知識や経験を持つ民間事業者の委託という方式を取りまして、当該事業者が有識者により構成される検討会を設置した上で具体的な検討を行っていくということを考えております。

次のページを御覧ください。参考資料としておりますが、この参考資料は先ほど御説明いたしました令和2年3月に取りまとめた事例集の中身を説明するものでございます。中身の説明については割愛させていただきます。

続きまして、6ページを御覧ください。こちらはアクションプランの中で示されています公的不動産における官民連携の推進という取組の一貫といたしまして、文部科学省におきまして進めています廃校の利活用についてまとめたものでございます。グラフが出ておりますけれども、平成14年度から平成29年度において廃校となった学校施設につきましては約7,500校ということでございまして、そのうち施設が現存しているものが6,500校となっております。文部科学省では、そのうち約2割は活用の用途が決まっていないということでございましたので、そういったものを有効活用するように様々な取組を行っているというものでございます。

廃校情報の公表であるとかイベントの開催を通じまして、マッチングイベントを行いまして、廃校を使ってほしいと考えていらっしゃる自治体さんと廃校を使いたいと考えている企業さんのマッチングを具体的に行っている状況でございます。

次のページに移りまして、文教施設に関するコンセッション事業の進捗状況について簡単に説明させていただきます。

上段の奈良少年刑務所赤れんが建造物、文化財でございますけれども、一昨年11月から一部の施設で運営を開始しております。現在、令和6年の全施設運営開始に向けまして、耐震改修工事が進められているということを伺っております。

下段の有明アリーナにつきましては、東京2020の大会後の令和3年度からの供用開始に

向けまして、一昨年7月に実施契約が締結されたところでございます。今回、オリパラの延期がございましたので、このスケジュールについて現在調整中ということをお伺いしております。

続きまして、次のページをよろしいでしょうか。上段が大阪中之島美術館でございます。昨年4月に実施契約が締結されておまして、令和3年度の開館に向けて準備を進めていると。

下段の沖縄科学技術大学院大学の宿舎につきましては、本年9月の供用開始に向けて整備を進めているところでございます。

次のページ、最後となりますけれども、昨年7月に実施方針が公表されました愛知県新体育館につきまして、施設整備にBT方式、維持管理・運営にコンセッション方式を採用した事業スキームになると伺っております。

以上、文部科学省の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○井村企画官 ありがとうございます。

続きまして、総務省のほうから御説明をお願いいたします。

○総務省 総務省でございます。

資料1-5をお願いいたします。アクションプランの進捗状況について御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。当省所管につきましては、いずれもNo.3の推進のための施策に係るものでございます。

まず20番、(2) v) ①でありまして、水道・下水道の広域化あるいはさらなる民間活用促進のための留意点について地方公共団体への周知を図るとしておりますけれども、財政課長・市町村担当課長合同会議をはじめ、各種会議において周知を図っているところでございます。

21番であります、同じく(2) v) ②であります。先ほど厚労省さんからも御説明がございましたが、水道広域化推進プランの策定推進に係るものであります。マニュアルの策定・周知、あるいは令和2年9月末時点での策定状況、多様な広域化に向けた留意事項の周知を行ったところであります。併せまして、先進事例の紹介などによりまして、地方公共団体の取組の支援を行ってございます。

24番であります。(2) v) ③であります、公営企業会計の適用に関するものでございます。人口3万人未満の小規模団体におきましても、その取組を促進するというところであります。現在、適用状況につきましては、都道府県及び人口3万人以上の市区町村ほぼ100%が適用を完了しております。3万人未満につきましても、66.7%の下水道事業が適用済みまたは適用に取組中という状況でございます。令和5年度までの取組に向け、マニュアルの充実あるいはモデル事業の展開の取組等を実施しておるところでございます。

続いて、36番でございます。(4) ②になります。官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイドの周知ということでございまして、これも先ほど申し上げたような会議を

通じて周知を図っているところでございます。

42番でございます。(5)④でございます、公共施設等総合管理計画等の策定・改訂、固定資産台帳の更新・公表を引き続き進めることで、民間事業者の参画を促す環境の整備、総合管理計画について、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図るとされているものについてでございます。

総合管理計画あるいは固定資産台帳につきましては、各地方公共団体における整備あるいは公表を進めるとともに、総務省におきましても整備・公表したものを取りまとめ、リンク集として公表をしております。

併せまして、主たる内容をまとめた一覧表も総務省のホームページに公表しているところでございます。

公的不動産の活用に関しましては、固定資産台帳データを活用して売却可能資産等を取りまとめ公表することによりまして、民間への売却につながった事例を公表しております。

総合管理計画の不断の見直しにつきましては、策定指針の改定につきまして、地方公共団体に通知をいたしますとともに、令和3年度までの見直しを要請しているところでございます。令和3年度には市町村における総合管理計画の見直しに要する経費に対する特別交付税措置ですとかアドバイザーとしての派遣といった取組を行うこととしてございます。

総務省からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○井村企画官 ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、経済産業省から説明をお願いいたします。

○経済産業省 続きまして、経済産業省資源エネルギー庁のほうから御説明をしたいと思います。

経済産業省の関係は2点ございまして、公営水力発電、それから工業用水の関係で2点ございます。それぞれ御説明をさせていただきたいと思っております。

2ページ目をお願いいたします。公営水力発電の関係でございますけれども、今年度までの集中強化期間3年の間に3件のコンセッション事業の具体化を目標とするとされているところでございます。コンセッション方式によるPFI事業の導入を前提として、水力発電の開発地点の導入可能性調査、こういった補助事業なども活用いたしまして、コンセッション事業も含めました経営改革に取り組んでまいります地方公共団体に検討、移行を支援していくという内容でございます。

具体的な取組状況といたしましては、鳥取県におきまして、昨年7月に4発電所につきまして実施契約を締結いたしまして、1発電所につきまして運営権を設定し、事業を開始しているところでございます。また、さらなる案件の形成に向けまして、コンセッション事業を前提としました様々な可能性調査等の支援、それから講習会と説明会等におけるコンセッション事業を含めましたPFI事業についての周知、こういったものに取り組んできたところでございます。

具体的には、3ページ目、4ページ目でございます。3ページ目につきましては、先ほ

どの繰り返しになりますけれども、案件形成に向けた取組の支援の状況でございます。

続きまして、4ページ目でございます。先ほど鳥取県におきまして4発電所というところの事例を御紹介させていただきましたけれども、春米発電所につきましては既に運営権も設定をされて、運営が開始されている状況でございます。そのほか、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、日野川第一発電所、現在改修工事をしてございますけれども、改修工事が終了次第、運営権を設定して、コンセッション方式に移っていくという状況でございます。

そのほか4都県、市も含めまして、経営形態の変更、こういったものの調査、これまで取り組んできているところでございます。必ずしもこの目標でございますコンセッション方式導入という形に至っているわけではございませんけれども、様々経営方法の変更、こういった検討を深めてきているという内容でございます。

5ページ目でございます。公営電気事業全体といたしまして、経営改革に向けた取組、こういったものに随時取り組んでいるところでございます。具体的には、2000年当初時点で34の自治体におきまして公営電気事業に取り組んでまいりましたけれども、これまで様々な経営改革を具体的に取り組んできてございます。その中で、民間譲渡、それからDB方式等の直営方式、こういったものも選択肢の中に入れてきている、このような背景でございます。

今後、電力の自由化、さらには設備の経年化、こういったものが進んでいく中で、引き続き、経営改革に取り組んでいくということになってまいります。その中でコンセッション方式も含めまして、経営改革に取り組んでいくことになろうかと思っております。今回事例として取り上げてございます鳥取県、こういったものの事例も水平展開しながら、引き続き公営電気事業の運営の改善を支援してまいりたいと考えてございます。

○経済産業省 続きまして、工業用水道事業でございます。

7ページを御覧ください。アクションプランの進捗状況について御説明させていただきます。内容といたしまして、推進のための施策ということで、地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援ということで下のほうにあります。優先的検討等の促進ということで、令和2年度から一部要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行うとされました。

また、下です。4番、集中取組方針といたしまして、重点分野と目標ということで、工業用水道につきましては、平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とするということ。それから、コンセッション方式の案件形成に向けた導入可能性調査やデューデリジェンス等を実施するというふうにされました。

次のページでございます。それぞれの進捗状況でございます。PPP/PFI検討の要件化についてでございます。工業用水道に関する補助金のPPP/PFI検討の要件化につきましては、この要件化も含めまして、補助金の在り方等につきまして、産業構造審議会工業用水道政策

小委員会において、まさに今、議論しているところでございます。春頃に中間取りまとめを行うことを見込んでおりまして、その内容を来年度、令和4年度予算の要求に反映していく方向で今考えてございます。

また、コンセッション事業の進捗の状況でございます。我々、平成29年度からコンセッション方式に関心を有する事業者と連携いたしまして、調査事業を行ってまいりました。また、厚生労働省さんからの御説明にもありましたけれども、水道分野における官民連携推進協議会を開催する等して、コンセッション方式の導入に向けた検討を地方自治体へ働きかけてきたところでございます。

こうした取組を通じまして、目標である3件のコンセッション事業の具体化を達成いたしました。具体的には、下に書いてございますが、熊本県、宮城県、大阪市でございます。熊本県につきましては、令和3年4月の事業開始に向けて、現在、運営権設定・実施契約を締結済みでございます。それから、宮城県と大阪市につきましては、令和4年4月の事業開始に向けて、運営権者候補を選定中でございます。

次のページでございます。以下、参考でございますけれども、先ほど申し上げた産業構造審議会工業用水道政策小委員会、簡単に書いてございます。平成24年度から継続的に開催しているものでございます。工業用水道を取り巻く様々な状況を鑑みて、現状の課題を整理いたしまして、今後の在り方等について議論を進めていくということでございます。

昨年10月28日に第9回を開催しておりまして、次回、2月8日に第10回を開催する予定にしております。

また、調査事業につきましては、平成29年度から今年度までコンセッション方式に関心を有する自治体と連携して、様々な調査を行ってきたということでございます。

次のページでございます。これは厚生労働省さんからの御説明にもありまして、水道分野における官民連携推進協議会についてでございます。詳細は割愛させていただきます。

以上、経済産業省から御説明させていただきました。

○井村企画官 ありがとうございます。

関係府省からの報告は以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの各府省からの御説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由にお問い合わせいたします。

まずは足立委員、お願いいたします。

○足立専門委員 足立でございます。御説明ありがとうございます。

一、二点です。内閣府様の御説明の中で、コロナ対応ということで、いずれも重要な事柄を検討いただいていると思っております。5ページ目には、ウィズコロナ・ポストコロナにおけるPFI事業の在り方ということで、社会的な情勢を考慮して事業内容を柔軟に見直すという非常にいい事例を載せてくれていると思います。まだ着手していなかった事業に

については、まさにここで立ち止まって適切に事業を再構築するという非常にいいチャンスだと思います。ただ、一方で、日頃の自治体などからの相談を見聞きしていると、まだ間に合うのだけれども、なかなか担当部局としてはここまで積み上げてきたものを、ちょっと後戻りして再検討するのは面倒だなとかいうこともあるのだと思うのですが、引き続き従前のスキームのまま進めようというものも結構あって、非常にもったいないなと感じているところです。ニューノーマルの下での公共サービスとか公共インフラの新しい再構築のあり方ですか、それに向けた民間ノウハウの新たな活用の在り方といったものについて考えるいい機会なのだと思います。ぜひ上手に周知していただくようお願いできればと思います。

また、各省様におかれても、本日の御説明のとおり、これまで大変よく御尽力いただいているということだと思いますが、今後、おのおのの所掌の分野において、例えば国交省様のMICEであれば、まさに昨今の厳しい環境の中で、今後の新しいMICEの活用の在り方とかビジネスモデルの在り方はどうあるべきかであるとか、文科省様の廃校であれば、テレワーク普及などの流れの中で、これをどう新しい形で生かしていけるかであるとか、そういった新たな課題を設定して、議論を引っ張っていただくとともに、ニューノーマル下での先導的な検討を推進するような自治体を積極的に支援いただくようお願いできればと思います。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御発言、御質問を先に伺ってからということで、小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 御説明ありがとうございます。ベーカー&マッケンジー法律事務所の弁護士の小林と申します。

内閣府様の資料の3ページ目、4ページ目のところですがけれども、事例として2点示していただいている、対応がどちらもある程度コロナによって発生した状況を踏まえて、民間事業者に対して公共のほうで一定の財務的な負担をするというような内容になっているかと思うのですが、議会の議決を要する場合と要しない場合ということで、議会の議決の要否についての結論が違っているところがいまいち腑に落ちなくて、そここのところに関して、もし何か、この説明にはない背景的な事情とかがあれば、御説明いただけるとありがたいと思います。特に4ページのほうで具体的にコロナに対応できる条項がなかったので、一般的な解釈に疑義があった場合にはお互い協議しましょうという包括的な協議条項に基づいて合意の上でサービス対価を変更したということであれば、ある意味、契約に書いていないことに関して合意したということになりますので、あまり3ページで挙げた事例と、いわゆるイレギュラーな対応をしたということで変わらないのかなという印象を持っています。

4ページのほうに挙げていただいている、「契約金額は規定に基づいて改定・減額され

た場合にはそれに従う」という規定に関しては、多分、モニタリングとかもともとあらかじめ決まったメカニズムにのっとしてサービス対価が変わった場合に使うような規定であるので、個別の合意で変更された場合の全てについて、この規定を根拠することで足りるということにはならないのではないかと思います。

ただ、他方で、コロナという非常事態に応じて、いわゆる迅速に対応することが必要だと思いますので、こういったような事例に差が出ないように、こういった場合には議会の議決が要るのか要らないのかというところも含めてある程度ガイドラインのような、通知のようなものを国のほうから示したほうがいいのかなどという印象を持っています。

2点目、こちらで最後ですが、同じく内閣府様の資料の20ページになりますが、アベイラビリティペイメントの話です。こちらはキャッシュフローを生み出しにくいインフラへの導入促進という文脈の中で示されているので、この定義の中で、主に利用料金の生じないインフラに関してというような文言が入っております。アベイラビリティペイメントという概念自体は別に利用料金が発生するインフラであっても適用され得るものであり、特にコロナのような状況において官民のリスク分担をどうするのか、マーケットリスクを全面的に民間に寄せるのはどうなのかといった文脈の中で、アベイラビリティペイメントの概念をそのような案件にも適用して、一定のマーケットリスクについてはアベイラビリティが確保されていれば公のほうで負担しますよという文脈にも使えるのかなと思った次第です。

以上です。

○柳川部会長 それでは、続いて、高橋委員、お願いいたします。

○高橋専門委員 アンダーソン・毛利・友常法律事務所の高橋です。

直前の小林先生と若干かぶってしまうのですが、3つございます。

1つはコロナ対応の契約変更の話です。ここがちょっとかぶってしまうのですが、小林先生からも御指摘がありましたけれども、増加費用の負担の予算措置と契約変更の議会の承認というところに関して、私も経験上、自治体によっていろいろ考え方が違って、最初にとった債務負担行為の範囲が多めに取っておいた金額の範囲内だったら、それはもともとそこまでいいよと言われているので、そこから先はある程度自由にやれて、もう一回債務負担行為を取り直すとかそういうことは要らないといったケースも目にしています。そうやって議会の議決がどこでどう関わってくるのかということに関する考え方がいろいろあるように見受けております。

事業のほうから見れば、やはりなるだけタイムリーにやることが望ましいということから考えると、こういう対応は具体的にこれまでどのようなものが行われていて、こういう考え方だったらこれぐらい自由に、契約の鑑にこういうふうに書いてある場合には、これぐらい融通が利きましたよ、みたいなものがある程度情報として蓄積して、共有できるといいのではないかなと思っていますので、その辺のところは、特にコロナの機会に結構契約変更がたくさん生じていますので、グッドプラクティスみたいなものを示すというのはあ

ってもいいのではないかなということをお検討いただければと思います。

2点目はアベイラビリティペイメントと包括委託の話でして、これは私も下水道とか道路でいろいろお手伝いをしてきておりますが、やはりまだまだ道半ばだなというのが正直な感想です。やはりやっていると年度の予算の金額まずありき、それから、やった工事と作業の個数と単価に対してお金を払うみたいな考え方に、従来型がそれに近いので、自治体さんもそちらのほうにずっと寄っていつてしまうのですけれども、それをやってしまうと結局、まず予算の範囲内でもともとやれないよねというところから民間がスタートするみたいなところが出てきてしまって、いつ何をやるかは民間のノウハウをいろいろ生かして適切にということの自由度が著しく落ちることが起こりがちです。

そういう意味でいくと、何をいつやるかとかいうことと対価の支払いというのは極力切り離れた形でやるのが望ましいのですけれども、従来の工事や作業を買っているという発想から、何をやったかはともかくとして、出来上がったサービスを買っているのだというところへの概念的なジャンプをすることで、自治体の方々はやはり先例との整合性を気にされてしまうので、どうしてもそこができない理由というところを頻繁に見受けられます。そこを一回切り離して、違う世界での契約体系をやるのだということについての意識をもうちょっと深める、あるいは事例をつくるということまで背中を押してあげるようなことを各省庁さんからの発信でやっていただくと、より民間のノウハウを生かした形の仕組みができてくるのではないかと考えておりますので、この辺も御留意いただきたいなというところです。

最後に3点目ですが、コンセッションです。コンセッションは非常にいろいろものが出てきて、かなりタイプが違うということもあるので、その中にいろいろ私も案件をやってみた中で感じるところがございまして、例えばスポーツ施設だったり公営水力発電とかでBTプラスコンセッションというものがありますけれども、あれなどを見ていると、各自治体さんの内部の事情で、BT部分は公共工事請負約款と酷似したものになってしまっていることが結構ありがちで、それはなぜかというところ、そうしないと自治体の中で説明しづらいからという理由です。

ただ、公共工事請負約款は発注者側がものすごく強い契約なので、そうすると、BTプラスコンセッションで施設を造った後の事業リスクを民間が負っているのに、造っている間はすごくいろいろ公共側の主導になってしまうのは本当にいいのかみたいなところは、やはり疑問を感じるケースが多々ありまして、そういうところについては、やはり自治体さんの中で検討すると、どうしてもそういうこれまでの約款みたいなところが出てくるので、現状つくられているスキームの中でもまだまだ改善すべき点がある、あるいはこういう考え方でなければいけないよということについて、事業の種類別、あるいは事業のコンセッションのタイプ別、既存施設か新規整備の施設か、収益施設だったらアップサイドがどの程度あるのかといった相違点を意識して、事例とリスク分担のあり方をチェックして、よりよいものについての提言みたいなことをお考えいただくことも必要なので

はないかと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

山口委員、お願いいたします。

○山口部会長代理 山口です。

1点なのですが、内閣府さんの資料の19ページ、20ページのところで、包括的民間委託とアベイラビリティペイメントで、包括的民間委託については事例収集ですので幅広くやっただければいいと思うのですが、アベイラビリティペイメントについては、これはやはりインフラ施設の種類によってどのような指標が適切なのかというのは異なるのではないかという気がするのです。また、その指標についても、インセンティブとして用いるのか。例えばこの指標を達成できればプラスアルファの支払いを行うのか。あるいはペナルティとして用いるのか。財政制度のことを考えると、インセンティブとして扱うというのはなかなか難しいのかなという気がするのですが、そういった指標の位置づけなども含めて、きちんと整理をしていく必要があると。

その上で、やはりインフラ施設の種類に応じて異なりますので、具体的にこういう指標だみたいなことを出してしまっていて、それが結局、硬直的な運用につながってしまっていて、その事業の実態にそぐわない形で運用されてしまうというリスクが一番気がかりですので、2点ありまして、まず、各指標、具体的な指標を提示するのであれば、その指標の意義を個々に明確にさせていただくということと、これから導入を徐々に進めていくということですので、導入事例が増加していった中で実態の運用状況を確認しながら、指標について、どういった指標が適切なのかといったことも含めて、適宜検証が必要なのではないかと思います。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、難波委員、お願いいたします。

○難波専門委員 難波です。

幾つかあります。1つ目が、今後、小規模な自治体に対して優先的検討規程の策定を進めていくというお話があったのですが、それに関して、例えば金額の小さい案件に対しても策定を対象とするようにしていくというようなお話でしたけれども、今後、こういった小規模なところで小規模な案件を増やしていくという中では、例えばバンドリングの仕方とかそういったものについても一定の考えを示してあげると、一々細かな案件について一個一個検討しなくて済むというようなことができるのではないかと思いますので、バンドリングであったり、複合化、あるいは包括化、そういったものについての考え方も一定程度この中で示すことができないかなというのが1点目です。

2点目は同じように小規模自治体に対しての方策の中に幾つか挙げていただいているのですが、例えば今後、まだすぐという話ではないと思うのですが、自治体単体で

あったり、あるいは地元企業さんだけにノウハウがなくても事業実施をやるような仕組みを考えていくことも必要なのではないかと考えています。その中には、例えば調達的手法とかそういったものも入ってくるかもしれないですし、契約手法とかも入ってくるかもしれないのですが、そういったものについてもぜひ検討をしていただければと思います。

最後に、APと包括についてのお話で、先ほども具体的な指標等の提示が必要なのではないかとのお話が出ていましたけれども、やはりどうしても現状の自治体を実施している事業そのものの評価というものあまりなされていないので、それをどこに位置づけて、民間事業者にAPで委託をしたときにそれが従前と比べてどうなのか。それがマイナスに評価されるべきなのか、プラスに評価されるべきなのかといったようなことの方を一から整理していくと非常に大変だと思うので、具体的な指標の在り方、あるいは減額をするときに金額の評価の在り方、現状の評価の在り方、そういったものも示していただければと思います。

包括についても先ほどお話がありましたけれども、海外とかだと年度予算をまるっと渡してしまって民間事業者に事業の優先順位から何から全部考えてくださいというような契約をしているところもあります。やはり最終的に本当に包括で効率化を目指そうと思うとそういった契約の在り方も検討していくことが必要なのではないかと考えています。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 吉田でございます。

2点ほど意見がございます。1つは内閣府さんの資料の4ページ、5ページでございます。こちらの部分について、ウィズ・ポストコロナの社会でどのようにPFIを進めていくかという話がありますが、今後、社会環境が非常に著しく変わっていくこと。それから、恐らくウィズ・ポストコロナにおいて、新技術導入みたいなこともある意味想定して公募していくことが必要になってくるのではないかと考えています。そのときは、従来ずっと20年近く一般的とされてきたリスク分担の考え方を、もう一回見直すことが必要なのではないかと考えています。

今回、内閣府さんで調べていただいたコロナでの影響でどのようにリスク分担をしてきたかというのは、そういう意味ではいい材料になると思います。具体的にどのような協議内容で、協議結果であったか。どのようにリスクを判定していったかということを実例としてできるだけ示して、情報発信をしていただいて、それと同時に、これまでのリスク分担をもう一回見直して、新しくその事業に応じたリスク分担をもう一度考えるということもメッセージとして示していただくと良いと思います。

2つ目といたしましては、文科省さんの資料の中で、学校に関するPFI事業についてお話があったかと思っています。文科省さんの資料の4ページの部分だと思います。導入のガイドラインを策定していきますということですが、20万人未満の自治体さんでPPPを進めていく

ときに、公営住宅ですとか学校は、ある意味、非常にいい材料になってくるのではないかと考えております。ですので、ガイドラインをつくるときに、一つは地域でどのように理解醸成をしているか。特に地域企業の参画という点に触れていただければなと思うことと、あと、VFMといったことについてもどうやって地元で説明していくか、ここら辺のところを見える化をしていくことがすごく重要なので、定量的だけではなく、もう少し拡大して見える化を図っていくことの必要性も提示していただければと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 大西です。御説明ありがとうございました。

2つありまして、まず1つ目が、もしかしたら答えが難しい質問なのかもしれませんが、今回のコロナを受けて、目標件数というのが決まっていますが、例えばMICEとか影響がすごく出ている分野もあるということです。そのターゲットの件数というのはそもそも妥当なのかというような検討は余地があるのかなのか。あと、そういったターゲットを重視して、事業の例えばVFMとか安定性がゆがめられることはあってはならないので、そういう懸念がないかというのはチェックが必要かもしれないのですが、その点、どうでしょうかというのが1点目です。

2つ目が、ウィズコロナ時代ということで、これは非常に重要な検討だと思っています。特に私は防災研究所というところにいまして、災害対応ということですね。今回のコロナの場合はなかなか社会全体で予想できなかったということなのですが、今後、自然災害もそうなのですが、こういったことも含めた災害対応能力みたいなことですね。特に公共サービスですので、安定性というのはそもそも要求される分野だと思うのですが、そういった災害対応能力ということも含めて、民間事業の評価につなげていくことが重要というふうに、私自身はそう思うのですが、そのようなことも議論していければと思っています。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、柳田委員、お願いいたします。

○柳田専門委員 柳田でございます。

私のほうからは1点だけでございますが、キャッシュフローを生み出しにくいインフラへの導入促進というところで、来るインフラ老朽化に向けて包括委託、あるいはアベイラビリティペイメント方式の対応というのは避けて通れないところだと思いますので、こちらはぜひ推進していただきたいなと考えております。

その中で、従来比のバリュー・フォー・マネーというか、価値をどう計るのかというのはしっかり見せていく必要があるということと、ここでアベイラビリティペイメント方式の定義も書かれておられると思うのですが、ファイナンスの立場からしたときには、アベイラビリティペイメントというのは世界中でいろいろ行われているわけなのですが、必ず

しも維持管理だけのことを想定して使われている用語ではないと思っております、あらゆるものの要求水準を満たして使用できる状態に対して支払うというのをアベイラビリティペイメントというふうに使っているのではないかと思います。

PFIにおける定義として、こういう形をお使いになること自体を否定するわけではないのですが、言葉として捉え方が多分いろいろ異なってくる。当事者、特に事業者でも海外展開されている事業者さんなども、今、私が申し上げたような定義で通常考えているかと思しますので、その点は御留意されたほうがよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 富山市の本田でございます。

先ほども吉田委員、難波委員からも御意見が出ました、人口20万人未満の地公体における優先的検討規程の運用の関係でございます。まず、取りまとめ課の関係でございますけれども、例えば専門の課が設置できていなくても係などの組織が設けられていれば、事業者側からの自治体の本気度の見え方も違ってくるのではないかと感じております。

あと、庁内体制がしっかりしていれば、事業者から様々な有益な提案もし易く、そしてまた、参加を促すというメリットがあるのではないかと考えております。

ただ、小規模な自治体においては専門の組織をつくることは物理的に困難な場合が多いわけでございます。先ほど来、手引きの作成、マイスターの派遣ということで、これらは非常に時宜にかなった事業でございますけれども、やはり県がリーダーシップを執って広域的なプラットフォームを活用していく体制をしっかりと構築していくことが重要であると考えております。

以上であります。

○柳川部会長 それでは、財間委員、お願いいたします。

○財間専門委員 それでは、内閣府さんの3ページ目ですけれども、まずこちらで、軽微な金額ではあるものの、一旦当初契約どおりに支払うこととしたという表現があるのですけれども、これは地域、地元の企業の参画を促すとか小規模自治体さんに積極的にという文脈の中でいくと、体力の小さい企業、事業者にとっては厳しい話に見受けられかねないので、この辺りの表現を最後のまとめのところで、契約変更の検討が必要に加えて、支払い方法だとか精算方法等の検討も必要というような受けを入れていただきたいというのが1点目。

5ページ目ですけれども、運営期間を短縮したというのが記載されていますけれども、運営期間の短縮がそのまま需要変動リスクの軽減と直接つながらないケースも多々あるかと思しますので、これが3つのポチの一番上にあるのは若干違和感を覚えました。

27ページ目ですけれども、これは私の勉強不足と記憶がない中での御質問にもなるのですが、事業目標の中の事業の具体化という言葉の定義はどういった定義だったかなと思

ます。実際に達成済みのものと、まだ案件途中のものも加えて、事業の具体化がカウントされているようなので、定義をもし明確であれば教えていただければと。

最後に、文科省さんの6ページ目のみんなの廃校プロジェクトの件ですけれども、これは今回の資料にという話ではなくて、いずれということになるかと思いますが、廃校を活用されているものの収入の有無もいずれ必要になってくるのかなど。必ずしもあるなしがよしあしにつながるとは思いませんけれども、やはり財政負担の軽減を目的にPPPで廃校もという文脈になっていると思いますので、そういった観点もいずれ必要になるのかなというところで、こちらは意見です。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

まだ御質問、御発言がおりかと思えますけれども、大分時間が押しておりますので、ここで打ち切らせていただいて、追加の御発言、御質問がある方、あるいは御発言いただけなかった方は、後ほど事務局にメール等でお送りいただければと思います。

それでは、各府省様、細かいことはまた後日メール等で対応ということで結構ですので、簡潔にお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○井村企画官 まず、内閣府のほうから回答させていただきたいと思えます。

コロナの対応の関係でいろいろな委員の方から御意見がありましたけれども、自治体によっていろいろ契約書の中身も違って、議会の議決の要否もあるのですけれども、その辺りも含めてもう一回整理をした上で、いい事例、グッドプラクティスにつきましては、次の部会でも御報告できるように整理をしていきたいと思っております。

アベイラビリティペイメントにつきましては、まさしく今、議論を始めているところですので、今回いただきました御意見を踏まえながら、検討を進めていきたいと思えます。

小規模自治体につきましても、本日の御意見を踏まえて検討を進めていきたいと考えてございます。

大西委員から質問がありましたコンセッションの目標件数の検討の余地があるかということでございましたけれども、これは次のアクションプランの改定作業の中で目標についても議論していくことになります。

財間委員から御質問がありました具体化の定義につきましては、事業者の公募を開始するような案件から具体化されているというような定義で整理をしているところでございます。マーケットサウンディングなどに至っていればカウントするという整理になってございます。

私からは以上でございます。

○文部科学省 文部科学省です。

先ほど御説明させていただいた課長の森が所用のため退席しましたので、課長補佐の私、木村から御説明させていただきます。

廃校利用につきまして幾つか御意見いただきまして、ありがとうございます。文部科学

省では、これまでも廃校が有効に利用されるように紹介等をしてきたところですが、コロナ禍において新たな利用方法等も生まれてきているものと考えられますので、いただいた御意見を踏まえながら対応してまいりたいと思っております。

収入の有無についても大事な情報という御意見をいただきましたので、そちらについても改めて、今後、検討、対応させていただきたいと思っております。

また、文部科学省のほうから御説明させていただいた資料の中に、来年度実施予定のガイドラインについて御紹介させていただいたところがございます。そちらの中で、比較的人口が少ない自治体においても導入のきっかけになるように工夫してまいりたいと思えます。御意見いただきましてありがとうございます。

以上でございます。

○国土交通省 国土交通省でございます。

大西委員からMICEについて、コロナを受けての対応ということで御質問がございました。私どものほうでは観光庁において来年度の取組として、今年度までと同様に各自治体向けの調査支援を継続するほか、コンセッション方式の事業開始済みの案件についても新型コロナウイルス感染症による影響、官民連携手法を取っていたことによるメリットと課題、こういったものについて調査をすることにしております。

いずれにしましても、アクションプランに基づいて引き続き推進してまいりますけれども、今後の動向、あるいは調査結果、地域の声、こういったものを踏まえながら適切に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○柳川部会長 それでは、次の議事に入りたいと思います。議事（2）経済団体ヒアリングに入らせていただきます。

まず、日本経済団体連合会の根本勝則様から御説明をお願いいたします。

○日本経済団体連合会 今日はお招きいただきまして、ありがとうございます。PPP/PFI関連の事柄につきまして、私どもは20年来、様々な形で情報発信あるいは意見の提出等をさせていただいてまいりましたけれども、本日、極めて限られた時間ということでございましたので、2点に絞ってお話をさせていただきたいと思えます。現時点における私どもからの期待、それから今後の推進に向けた施策の在り方の中で、とりわけインフラ分野におけるDXの加速と、インフラへの民間投資の拡大という点に絞らせていただいて、お話をさせていただきたいと思えます。これ以外にももちろん、PFIそのものの性格といたしまして、予算を節約するためのツールとして使うのは間違いだとか、官民が対等な立場で契約を結ばないとうまくいきませんよとか、あるいは公物管理の考え方を柔軟にさせていただかないとなかなか新しいアイデアの取り込みが難しいですよとか、先ほども出ておりました予算制度の制約等々につきましても、かなり柔軟化をしていただかないと難しいですよ等々、取り巻く課題は多数あるわけがございますけれども、今日はDX系のお話とインフラへの民間投資の拡大ということだけでお話をさせていただきたいと思えます。

次のページをお願いいたします。まず、インフラ分野におけるDXの加速の件でございます。あちらこちらで経団連は言っているのですが、耳にタコができていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、いわゆるDXの進展によりまして、社会の在り方は大きく変化をいたします。残念ながら、日本は世界から見ると2周遅れ、3周後れの状態だという状況ではありますけれども、今から一生懸命になってDXを通じまして様々な課題解決、あるいは価値創造を実現するSociety5.0という形の社会を私どもは目指そうということを提唱させていただいております。とりわけ現在のようなコロナ禍におきましては、業務の非接触化でございますとか、人を少なくする、あるいは遠隔で物事を行うというようなことで、デジタル技術を活用いたしました経済・社会の強靱化の必要性、重要性がさらに高まっていると考えてございます。

インフラ整備におきましても、様々な形でデータでございますとか新しい技術の活用によりまして効率化、高度化ということが必要でございます。これを利活用した上で、PPP/PFIを通じた民間企業のアイデア・ノウハウを行政の分野におきましても御活用いただきたい。それがこの国の経済社会にとって極めて有効であると考えてございます。

これがフィットするかどうかは分かりませんが、ケースとしてJFEグローバルリモートセンターのお話を入れさせていただきました。同社が全国各地の廃棄物発電施設を対象にいたしまして、いわゆるビッグデータ利活用、AI利活用のシステムで遠隔監視・操業支援、こういったものを行っております。発電所ばかりではなくて様々な施設にこれを展開しているという例が入っております。こればかりではなくて、様々なIoT系のお話でございますとか、利活用の方法はDXの分野では様々なございますので、ぜひこういうものが柔軟に取り入れられるような仕組みにしていきたいと考えているところでございます。

ページをお進みいただけますでしょうか。インフラへの民間投資の拡大の点で1つだけ留意をしておきたいところが、今般のコロナ禍の影響で、日本の経済は皆様御承知のとおり非常に大きく停滞をする形になっている点でございます。財政もさらに逼迫するであろうということが分かっているわけでございますけれども、今後の景気回復、経済成長の実現に向けまして、やはり民間資金、民間投資の拡大というものをインフラ分野でも促していく必要がございます。その際には、PPP/PFIによる魅力的な機会の創出が求められるのだろうと考えてございます。

マクロ的に見ましても、様々な予測が出ておりますが、ここに一例を記載させていただきました。残念ながら、しばらく先にならないとコロナより前の状況には戻らないということがございます。ここに引き上げていく努力の際に、PPP/PFIもその一助になるのではないかと考えてございます。

ページをお進みいただければと思います。

創意工夫発揮のための環境整備ということでこのページを記載させていただいております。創意工夫の源泉というのは、やはり民間が持つ独自のアイデアやノウハウであり、そういったものを最大限発揮できるようにしていただきたいということでございます。も

う20年前からずっと言っていることなのですが、性能発注の徹底というのがその際には不可欠だろうと考えてございます。様々な小規模型の案件につきましても、性能発注で契約ひな型の作成・普及をさせていくということが不可欠なのではないかと考えてございます。

事業対象となるインフラの多様化も重要でございまして、先ほどアベイラビリティペイメントのお話が出てございましたけれども、ありとあらゆるものが対象にできるのではないかと考えてございます。私どもは、十数年前に行政そのものを丸ごと発注できるはずだという議論まで展開したことがございましたけれども、そこまではいかなくても様々な分野でPPP/PFIは活用可能ではないかと考えてございます。

仕様発注と性能発注の比較のところは、皆様御承知のとおりでございましてけれども、これをやるに際しまして、当然のことながら、契約を極めて柔軟に行っていただかなければなりませんし、これは先ほどの御議論にも出てございましたけれども、発注側のノウハウが不足することもございますので、その発注事務についてもPFI化できるのではないかと議論もさせていただいたことがございます。

現状のように、公共調達に準じた形の契約形態に固執いたしますと、今申し上げたようなアイデア・ノウハウの活用といったところがどんどんミニマイズされていくような形になってまいりますので、ぜひ柔軟な発注方式を引き続き追求していただきたいと考えているところでございます。

最後のページをお願いいたします。リスクに見合った収益機会の確保ということを書かせていただきました。なかなか収益機会を得ることが公共調達系の契約でやっていると難しいのですけれども、複合化・広域化・長期間化によります事業規模の拡大をやっていくことによりまして、何とか回収できないかと、1つでも光が差すような形にできないかということを申し上げさせていただきたいと思っております。

さらに、民間事業者が行っていく事業でございまして、当然ながら、SPC株式の流動化といったものも御許可をいただかないと、なかなか参入が進まないということもあるかもしれないなということでございます。

先ほど来、御議論になってございましたリスク分担のお話でございまして、コロナ禍での移動制限、空港等のコンセッション事業に非常に大きな打撃と申しますか、ほとんど事業が成り立つのだろうかというようなところも出てまいっております。こういったときのリスクテークの在り方、リスク分担の在り方につきましても、先ほど来、御議論に出ておりますように、あらかじめ取り決める、あるいは話し合うというようなことで、対等な立場での議論が可能ないようにしていただきたいと、場合によっては第三者委員会による裁定を求めるような形もあり得るのではないかと私どもとしては考えているところでございます。

なお、公の財産を使うという際に、新しい収益機会を許していただけるかどうかというのもPPP/PFIの大きな課題であろうかと思っております。卑近な例と申しますか、図書館でのコーヒーショップ併設のような小さなものもございましてけれども、道路の空間の利活用等々を

含めまして、柔軟な御対応が求められるところではないかと考えてございます。

ケースにお示ししましたものは、先ほど国土交通省から説明があったところでございますので、私からは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、日本商工会議所の亀井信幸様から御説明をお願いいたします。

○日本商工会議所 本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。日本商工会議所のまちづくり・農林水産資源活用専門委員長を務める茅ヶ崎商工会議所の亀井でございます。日商の立場を代表して発言いたします。

まずはお手元の資料の1ページを御覧ください。商工会議所は、法定の地域総合経済団体であり、日本商工会議所は全国の515の商工会議所と会員事業者124万者の仲間とともに、地域経済の活性化、中小企業・小規模事業者の活力強化に取り組んでいるところでございます。

2ページを御覧ください。日本商工会議所では、喫緊の課題である地方創生を加速するためには、ローカルファーストの視点によるまちづくりが不可欠であり、そのための切り札の一つがPPP/PFIであると考えております。地域の特性を熟知した地域企業が参画しやすい形のPPP/PFIでまちづくりに取り組むことによって、持続可能な地域経済を実現することが可能になります。

3ページを御覧ください。ローカルファーストとは、地域活性化をしっかりと進めていくために必要となるその中心となる考え方です。地域でできることは地域で担い、できないことは他の地域と連携して補おうとするものです。それでもできない事柄は、全国の力を借りて地域をつくることです。注意していただきたいことは、全てを地域で賄おうとする閉鎖的な考え方ではないということであり、独善的なアメリカファーストとは根本的に違います。

我が国で取り組まれているコンパクトシティやローカルシティの手本とも言える米国ポートランドの根底にある価値観で、豊かな本質を問う言葉でもあります。例えば、どこでパンを買うか。コンビニとか地元のスーパーですとか大手スーパー、また地元のパン屋さんがあります。一人一人の選択によって、その行動によって地域がどう役立っていくのか。一人一人の選択によって町は大きく変わります。地域に貢献するライフスタイルであり、人生の豊かさにつなげる考え方であります。欧米では子供たちも当たり前のようにこのような価値観を持っております。

4ページを御覧ください。RESASに搭載されている地域経済循環図です。地域経済活性化のためには、生産、分配、支出と流れる所得の循環を強く太くする必要があります。地域企業でできることは地域企業に任せるという基本姿勢が地域活性化にとって必須でございます。

5ページを御覧ください。こうした問題意識から、商工会議所はPPP/PFIに積極的に取り組もうとしております。記載の事例は、神奈川県茅ヶ崎市における柳島スポーツ公園整備

事業で、私ども地元企業が主導したPFI事業です。私が代表企業の社長であり、SPCの社長も務めております。本日の参考資料3の事例集4を御参考いただけたらと思います。

総額約75億の規模であり、地元企業が対応できるか不安でございましたが、足りないノウハウは専門企業と連携することで、地元が力を合わせ、自由提案などきめ細やかな地域住民のニーズを的確に捉えていたことを御評価いただいたものと考えております。

実際に稼働率は計画時の40%の想定を大幅に上回って80%以上で推移をしています。また、終了する20年後には2億の内部留保を予定しておりますが、毎年の利益は予算を大きく上回っているところでございます。VFMの数値だけでは単純に測定できない、地域への貢献意欲が成果に結びついたものと考えております。

こうしたPPP/PFI事業が全国に広がるのが市町村の地方創生を実現すると考えておりますが、実際の経験から課題も多くあると感じております。

この事業には3つのグループの競争でしたが、もし私たちではなく中央のグループが受注していたとしたらどうでしょうか。代表企業が地元でない企業体でしたら、地元にはほとんど何も残りません。PFIでなく、従来の行政発注ならば、45億の工事が地元で分割で発注され、受けることができたわけであります。運営管理も同じでございます。一步間違えると地域経済にとって大きな損失になってしまいます。自治体や地元事業者は、PFIを導入することによって今までの仕事が地元から外部へ流出してしまうことをおそれることが、PFIの事業の広がり大きく阻害している。このようにぜひ御認識いただきたいと存じます。

また、地域企業がSPCの代表企業にならなければ、地域経済にとってマイナスになってまいります。単なる構成員としての数字が地域企業参加の数字に含まれているようですが、地域の代表企業の数字に重きを置いていただきたいと思っております。

6 ページを御覧ください。

昨年度に開催された地域経済活性化につながるPFI事業推進研究会の提言の一部は、PPP/PFI推進アクションプランに反映していただいておりますが、今後、さらに地域経済社会の活性化に資するPPP/PFI事業が進むよう、具体的な取組の検討、実現をお願いするところでございます。

地域企業自身にもPPP/PFIに取り組むための努力が必要で、商工会議所も支援をしていますが、PPP/PFIの裾野拡大につながる地域企業の参画促進には課題が多いことから、研究会を再開し、政策的な支援の議論、実現のための検討をお願いしたいと思っております。

具体的な検討課題は7ページの一部をまとめております。

VFM以外の地域貢献価値をどのように評価していくかが非常に大きなポイントの一つと考えております。

今後、行政拠点の建替えは大変大きな需要があるわけであります。その中で地域の企業のグループによってできることを、PFIの仕組みによって中央の企業が地域の仕事を奪ってしまうこと。そうなりますと町の空洞化につながり、地方創生に逆行してしまうことになります。地域の力を活用できるPFIの仕組みづくりをぜひお願いしたいと思っております。

最後に、ローカルファーストの視点でPPP/PFIに取り組むことは、地域経済活性化の大きなチャンスと考えております。私たち商工会議所としても、自治体と連携しながら、地方創生の実現に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のお力添えをお願いいたします。

私の説明は以上です。御清聴ありがとうございました。

○柳川部会長 ありがとうございました。

それでは、最後に、経済同友会の橋本圭一郎様から御説明をお願いいたします。

○経済同友会 経済同友会でPFIプロジェクトチームの委員長を務めております副代表幹事・専務理事の橋本でございます。PFIの一層の活用が課題となる中で、このような説明の機会を頂戴し、ありがとうございます。

経済同友会では、これまでも国・地方を通じたPPP/PFIの積極的な活用を提言してまいりました。一昨年、PFI法施行から20年を迎えるに当たりまして、PFIのさらなる利活用に向けた課題を整理いたしました。

2ページ目は問題意識をまとめたものでございます。現在、新型コロナウイルス感染拡大という新たな危機が進行しております。自治体の財政状況は危機的水準にまで悪化している上、今後さらに加速する人口減少に伴う税収減を考えますと、地方税財政は一層厳しさを増していくと考えられます。また、高度成長期に整備されました膨大な社会資本の老朽化は深刻な問題となっており、厳しい財政制約の下で老朽化対策を進める必要も求められております。

PFI事業は累計で740件、事業規模は総額で6.2兆円に達するなど、少しずつ広がってはいるものの、依然として未実施の地方自治体も多く、さらなる普及が課題となっております。

地方自治体の取組には濃淡があります。約8割の地方自治体はPFI事業を実施したことがなく、この傾向は人口20万人未満の小規模自治体で特に顕著であります。また、分野別では、インフラ分野で十分に活用されていません。

次のページにお進みください。ここでは、地方自治体でのPFI事業の拡大に向けた課題と解決の方向性をまとめております。

次のページ以下でそれぞれについて少し詳しく御説明させていただきます。次のページをよろしく願いいたします。

課題の1点目は、人的資源の不足による「負のスパイラル」です。PFIの推進にリーダーシップを発揮する首長は限られており、自治体の内部ではPFI事業の経験や知識を有する職員も限られています。現場の技術系職員の不足や理解不足もありまして、PFIに取り組もうという機運が自治体に醸成されにくくなっています。

2点目は「見える化」の不足と地域企業に対する参入障壁です。理解不足や誤解も含め、議会や住民の間にPFIに対する根強い不安が存在しております。その一因は、公共施設の収支状況や今後の見通し、他地域でのPFIの成果が見える化できていないことではないかと思っております。この見える化の不足は、地域企業にとっても参画を躊躇する要因となってい

ます。

3点目は地方財政制度との不整合です。国は地方自治体にPFI手法の活用を促していますが、各種の地方財政制度は必ずしもその方針に整合しておりません。自治体の公共施設設備に当たりまして、国は国庫支出金の交付とともに、地方負担分に後年度の地方交付税措置を組み込むなど、自治体の財政負担を軽減する施策を講じることがございます。その結果、PFI手法で費用軽減を図るインセンティブが失われていると思っております。

4点目はコンセッション方式をめぐる課題です。現在のコンセッション方式では、運営権に基づく運営事業から建設及び回収が除外されているため、施設整備の段階から運営までを見据えた一気通貫の受託が困難となっているなどの課題があります。

次のページをお願いいたします。これらの課題への対応方針を整理いたしました。1点目は人的資源の充実に向けた取組です。これまでに内閣府などにより地方自治体の職員等を対象とした各種のセミナーは繁雑に開催されているものの、首長や議員を対象としたものは限られています。首長や議員のPFIに対する理解を深めるため、対象を拡大していく必要があります。また、地方自治体職員の能力開発でありますとかノウハウ共有も加速していく必要があります。

2点目は「見える化」の推進と地域企業の参入促進です。住民の生活に密接に関連する公共施設を中心に、それぞれの地方自治体が自らを取り巻く課題を分かりやすく開示し、PFI手法の採用がもたらすメリットが見える化する取組が必要です。その際には、近隣や同規模の地方自治体との比較可能な形での開示が重要であり、個別の自治体では困難な見える化の作業は国主導で進めていくことも必要です。

次のページをお願いいたします。将来負担の軽減を促す財政制度改革です。地方財政制度全般を、中長期の視点で地方自治体が財政運営に取り組むことを促すように改革していく必要があります。将来の財政負担の軽減を図る視点が重要であり、高補助率の国庫支出金や後年度の地方交付税措置などは極力控え、それぞれの地方自治体の主体的な意思決定に政策全体を委ねていくことが望ましいと考えております。

4点目はコンセッション方式などに関する改善策です。先ほど述べましたけれども、まずは運営権に基づく運営事業に建設及び修繕を加え、施設整備の段階から運営までを見据えた一気通貫の受託が可能な制度とすべきです。一方、地方創生の観点からは、小規模案件を中心に地域企業の参画を拡大していくことも必要であります。

新型コロナウイルスが自治体の行政に深刻な影響をもたらしていますが、今後も様々な災害やアクシデントが発生することを考えますと、それぞれの自治体が直面する課題に対して、効果的な政策を実施することが重要であります。そのためには、十分な政策立案能力と財政上の余裕を持つことが不可欠であり、その有力な手法としてPFIの意義はますます高まっていくと考えております。

経済同友会では、全国に44の兄弟同友会がございまして、そことタイアップいたしまして、PFIの導入とか活動を広げていくということを今年度は考えておりました。しかしな

がら、このコロナ禍によりましてちょっと頓挫をしておりますけれども、状況が落ち着きましたら、この活動を再開していきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○柳川部会長 どうもありがとうございました。

質疑応答なのですけれども、まずは加藤委員のほうから御発言、御質問を。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

根本様の御発言の中で、最後のページで第三者委員会という話がありました。私、そもそも今回、リスク対応で、また何か決まりをつくると、遅くなることがリスク、手続きがリスクだと思っております、第三者委員会の方向性みたいな、あるいは意図みたいな話をもう少し説明いただければと思います。

以上です。

○柳川部会長 それでは、本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 日本商工会議所の亀井委員長様からの発表に対して何点か発言させていただきます。

資料の7ページでございますが、富山でもプラットフォームが実施しているアンケートでは、地域の企業がPPP事業に参画する上で最も障壁となっていることは、企画提案書あるいは収支計画書などの提出書類の作成となっております。そのことから、専門の講師による無料講座を実施し、提案書作成などの支援を行っております。その結果、プラットフォームをベースに事業化された事業のうちの受注した企業の約84%が地域の企業となっております。こうしたことから、資料7ページの対応策に掲げてある地域企業の参画促進あるいは自由提案の積極的な促進に対する多様な支援は極めて効果的であり、時宜にかなったものであると考えております。

また、地域に対する多様な貢献への評価、加点として御提案されたVFM以外の地域貢献価値については、令和2年度のアクションプラン策定時に、私、本田からも、社会的価値などを総合的に勘案して導入すべきであると、その必要性をお伝えし、アクションプランに盛り込んでいただいたところでありまして、昨今、VFMが出にくくなってきている状況下で新たにPPP事業に取り組もうとしている自治体にとりましても、VFMプラスアルファの社会的な価値などが指標化されますと、参画へのインセンティブも高くなると考えております。

地方自治体にとっては、財政縮減効果だけではなくて、これは持続可能な自治体経営という観点からも重要でございますけれども、VFMだけでは表すことができないQOL、市民の生活の質の向上あるいは幸福感の醸成など、住み続けたいまちづくりを実現する上でも、地域主導型のPFIの推進は非常に重要と考えております。

実際に学校PFIの効果検証を今年度、本市では行ったところでございますけれども、維持管理面で学校の先生の負担が軽減されて、本来の教育に回せる時間が増えたという案件、あるいは地域の自然景観、機能性に配慮した特徴的な意匠で建設された校舎ができたことなどから、地域住民の愛着がより深くなり、学校教育の充実や地域コミュニティの推進な

ど様々な効果が現れてきています。

最終的には国の主導の下に有識者、先進自治体の皆様を巻き込みながら、研究の場などを設けていただき、もう少し深掘りをしてその効果を検証していただくことを追加で提案させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○柳川部会長 それでは、吉田委員、お願ひいたします。

○吉田専門委員 私のほうから2点。内閣府さんの資料の8ページの中で、小規模自治体のPPP/PFI導入に向けた方策にて進まない要因というのがありますが、もう一つ進まない要因として、20万人以下の自治体では、自分のところは事業規模が小さいので対象になるような事業がないというお話を結構聞きます。規模の小さい事業でも対象になっていくのだといったことをきちんと示していくことも必要ではないかと思えます。

2つ目ですけれども、先ほど本田委員がおっしゃったとおり、VFMといったものをどのようにもう少し、いわゆる定量的以外のものを示していくかということが、私も非常に重要だと思っています。ここら辺のこともきちんと地域を含めて説明できないと、自治体が導入にハンドルを踏み切れないのではないかということ。

それから、富山市さんがやっているような案件を創出する、それで市場をつくるということから、地域が参加するための環境を整備する、こういったことをパッケージでやっていくということが、やはり進めていくには非常に重要なのではないかなと思えます。

以上です。

○柳川部会長 難波委員、お願ひします。

○難波専門委員 難波です。

2点ありまして、先ほど亀井委員長、あと同友会の橋本委員長からもお話があったところなのですが、やはり地域でPPP/PFIを進めていこうとしたときに、地域企業のみならず発注者の人材不足、ノウハウ不足というところもあって、先ほどの小規模自治体でのPPP/PFIの促進というところと関連しますが、地域企業の参加のハードルを下げる。場合によってはその部分を誰か第三者に担ってもらうような仕組み。それはプラットフォームを活用してもいいのかもしれないですし、海外ですと官民で共同出資の会社を立ち上げて、そこがそういったPPP/PFIの厄介な部分はまるっと担って発注者支援もするし、PPPの難しい部分も担うというような形で発注者と受注者の双方を支援するような仕組みをつくっているところもあるので、そういったところを研究してみるのも一つの方策ではないのかなというのが1点。

もう一点は、今、本田委員あるいは吉田委員からもお話があったバリュー・フォー・マネー以外の評価を明確にしていこうというところは非常に重要な視点だと思っています。今、どこの自治体さんもSDGsの達成というようなことに一生懸命取り組んでいらっしゃる中で、これまでバリュー・フォー・マネーの中で評価できなかった部分を事業者選定、あるいは案件形成の中でどのように拾っていくのか。その後の事業評価の中にどうつなげていくのかというのは非常に重要な視点だと思えます。

オーストラリアのビクトリア州とか、あるいはイギリスのウェールズではそういったものを具体的な形として、仕組みとして既に導入をしているので、そういったところを日本でも参考にできる部分もあるのではないかと思います。

以上です。

○柳川部会長 それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木専門委員 私からは、根本様からお話がありましたDXです。JFEの例が広域化というところにつながるのかなと理解したのですけれども、そういった本当に合理化ということで、VFMに直結するような価値以外にも、先ほど来、バリューのところの議論がされているのかなと思いますけれども、レジリエンスの向上ですとか、あるいはDXを導入することでベテランのノウハウみたいなものを取り込めるというようなことで、働く人、ベテランというかなり高齢になった方でも働くことができるということでQOWですとか、そういったところの向上にもつながるのかなと思っております。

ということで、バリューというところで、経済価値以外の価値のところをいかに評価するかということにつながってくるのかなと感じますので、そこは一つの論点になるのではないかと感じております。

以上です。

○柳川部会長 御協力ありがとうございました。

それでは、経済団体の皆様から、こちらは大変恐縮ですけれども、手短にお答えいただけるところはお答えいただければと思います。

○日本経済団体連合会 経団連の根本でございます。

加藤先生から、第三者委員会についての意図はというお問合せをいただきました。私どもは2009年の段階でPFIの考え方をさせていただいた際に、やはり官民が対等なパートナーシップを組まなければならないということを強く打ち出させていただいております。その際にも申し上げたのですが、事業者選定から事業開始後に至るあらゆる場面で意見の相違が必ず出てまいります。そういった際に専門知識を備えた中立的な第三者が裁定を行う仕組みが必要ではないかということをお願いして、それを引用して私のほうから本日申し上げた次第でございます。

また、DXに関して鈴木様からお話をいただきました。バリュー・フォー・マネーで金銭価値以外のものを評価できないかにつきましては、非常にやりにくいお話なのだろうかと私どもは思いますけれども、何をもちバリューとするかという御議論をさらに深めていただければと願っているところでございます。

以上でございます。

○日本商工会議所 日本商工会議所の亀井でございます。

皆様方から御意見いただきましたように、VFMの新しい価値についての御評価をいただける、それについてもやはり研究会等で改めて再開していただいて、その辺で御検討いただけたらと思いますし、やはり事例をつくっていくことが大切だろうと思います。

地方創生といってもなかなか大変厳しい状況であります。その中で、地域の行政拠点が民間提案で新しい可能性を提案でき、地域の活性化につながる可能性があります。これは本当に地方創生の切り札だと思っていますので、日本商工会議所としても全面的に支援をしてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○経済同友会 発注側の人材不足とか小規模自治体の話につきまして、3点ほど話させていただきます。行政がPFI手法を採用する事業を選定する構想段階におきまして、当該事業への参画を企画する企業の有無を精査する必要があるとともに、そうした企業が公募に応じる前に十分なリスクの検討ができるように責任範囲を明確化する努力が求められると思います。また、選定の段階におきましては、落選理由が不明確な場合が多い上に、1次段階での落選であっても、最終結果の確定まで理由が開示されないなど、民間企業がノウハウの蓄積や改善を図ることが難しい状況にあるのだらうと思います。

そのほか、小さな案件であったとしても、先ほども出ておりましたけれども、提出を求められる資料に大きな違いはないため、地域の企業の活躍が期待される小規模のPFI事業では、事業規模に比して事業に要する負担が多くなる結果、ビジネスとしての魅力が乏しくなるということも参画をためらわせている要因となっていると考えております。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

大変申し訳ありません。時間の都合で御発言いただけなかった方、あるいは発言途中で十分でなかった方は、事務局のほうにメールで御意見、御質問を提出していただければと思います。

それでは、よろしければ、これで質疑応答を終わりとさせていただきます。

本日は積極的に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に事務局のほうからその他連絡事項をお願いいたします。

○井村企画官 次回の計画部会についての御報告でございますけれども、次回は4月頃を予定しております。本日の御議論を踏まえまして、事務局で検討を進めまして、次回、アクションプランの改定案について御議論をいただければと思っています。

先ほど柳川部会長からありましたけれども、まだ今日御発言いただけていない御意見につきましては、今週末をめぐりにメールで提出いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。